



公財童・お第 42 号
令和 5 年 2 月 24 日

鳥取県知事 平井伸治 様

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
理事長 酒嶋 優

(公印省略)

令和 5 年度事業計画書の提出について (申請)

このことについて、鳥取県立童謡館の管理運営に関する協定書第 19 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり提出いたしますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

令和 5 年度

鳥取県立童謡館並びに鳥取世界おもちゃ館の管理運営に関する事業計画書

1 管理運営の体制

(1) 管理運営の方針

当年度は、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日を始期日とする 5 年間の指定管理期間の最終年度となります。長かった新型コロナウイルスによる自粛生活もようやく終わりをみせ、GW 明けには感染症法上における 5 類への移行も決まっています。自粛期間中は館の事業も大きな影響を受け、臨時休館やイベントの全面休止を余儀なくされた時期もありました。再開後も長期間に亘るイベント規模の縮小など不本意なかたちでの運営が続きましたが、いよいよこの 4 月からは、人数制限を原則撤廃し、規模や定員を以前の水準まで戻すべく準備を進めています。

マスクの着用を含めた館内での感染予防対策については、利用者からもさまざまな意見があり、一気呵成に元通りとはいかない面もありますが、県内の情勢をみながら徐々に緩和し、引き続き童謡・唱歌とおもちゃの文化普及に努めていきたいと考えています。

わらべ館の運営に際しては、館のキャッチフレーズである「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」を基に、次の 3 点を運営の柱として、利用者に愛され親しまれる施設となるよう全力で取り組みます。

- ・「童謡・唱歌とおもちゃ」をテーマとしたミュージアム
- ・国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化観光施設
- ・子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

当年度は、平成 7 (1995) 年 7 月 7 日のわらべ館オープンから数えて 28 年目に当たります。開館以来施設を管理運営する公益法人として、設置者である県や市と協力しながら事業を行い、全国唯一の童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムの利用促進を図り、もって童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の発展に全力を尽くす所存です。

施設設備の管理に際しては、施設設置の基本理念に則り、協定書及び業務仕様書に基づいて適切に業務を遂行します。県民市民に愛される公共施設として利用者の立場に立ち、公立施設にふさわしい利用者サービスを提供します。施設の運営においては、童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設として、財団が一元的に管理する利点を最大限に活かし、わらべ館として一体的な相乗効果を生み出せるよう、指定管理期間を通じて効率的な施設管理、効果的な事業推進に取り組んで参ります。

当年度の重点取り組み事項

1. 田村虎蔵生誕 150 年記念事業
2. G9+1 アニメーション上映&ワークショップ事業
3. 収蔵資料 DB (データベース) の一般公開及び利活用

(2) 管理運営の体制

管理運営の体制については、常勤の館長の下、文化事業の実施及び収蔵資料の活用を事業推進室が、施設の保守管理及び公益法人としての活動を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に業務に当たります。

職員の配置については、原則として年末年始（12月29日～翌1月1日）を除く日の午前8時30分から午後5時30分まで（多目的ホールの夜間利用がある際は、最長午後9時まで）、職員が施設に駐在し、利用者へのサービスを提供します。

また、施設の特性上幼児や年少者連れの利用が多いことに常に配慮し、不時の事態にあっても臨機に必要な行動がとれるよう、日々の業務を通じて職員の資質向上に取り組みます。

職種	常勤・非常勤	勤務日数	担当する主な業務
館長	常勤	21日	館を代表し、統括する。
次長（総務係長兼務）	常勤	21日	館の次席。館長を補佐する。
○総務係（9名）			館及び法人の運営。
企画員	常勤	21日	館及び法人の運営に係る主たる業務。
主査（2名）	常勤	21日	館及び法人の運営に係る業務。
事務員	非常勤	20日	事務補助
受付職員（5名）	非常勤	20日	入館者の対応。
○事業推進室（8名）			文化事業の企画と推進。
事業推進室長（主任専門員兼務）（おもちゃ）	常勤	21日	室を運営する。 おもちゃ収蔵資料の管理、調査研究等。
専門員（童謡・唱歌）（2名）	常勤	21日	童謡収蔵資料の管理、調査研究等。
企画員（2名）	常勤	21日	文化事業の企画、実施のリーダー。
主査（3名）	常勤	21日	文化事業の企画、実施。
計	19名	※勤務日数は一月あたりの平均出勤日数	

(3) 管理運営の考え方

- ア 公立の施設であるという認識を常に持ち、利用者の安全を第一に確保するとともに、公平・公正な施設運営を行い、県民市民に開かれた施設を目指します。
- イ 顧客満足を重視し笑顔で親切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査するとともに、定期的な自己評価を実施して業務の質とサービスの向上に努めます。令和3年12月よりアンケートをオンライン化し、その場でスマホでも回答できるよう整備しました。
- ウ 定期的に館内を巡回し、施設設備の状態や利用者の状況を把握します。利用者からのご意見ご提案には真摯に向き合い、クレームがあった際には適切な対応を心掛け、可能な限り改善の措置等を講じます。また、「利用者の声」としてホームページに公開し対応方針を掲示するとともに、鳥取県及び鳥取市に報告します。
- エ 魅力ある展示やイベントの実施、友の会会員の拡大、ポイントカードの発行によるリピーター対策、きめ細かな広報の実施等により、利用者数の増大を図り、収入を確保するよう努めます。また、費用対効果の観点に基づき、施設管理やイベント等の事業全体の見直しや改善を継続して行い経費の節減に努めます。
- オ 日々の巡回等により火災、事故等の発生を未然に防げるよう心掛けるとともに、万一の際には「わらべ館消防計画」に基づき、速やかに必要な行動が取れるよう、消防署の指導のもと消防訓練を実施します。また、AED（自動体外式除細動器）の操作や負傷者の応急処置等が行えるよう、非常時に備えた訓練を併せて実施します。
- カ 地震への対応としては、「わらべ館防災（地震）管理マニュアル」に基づき緊急時の対応を行なうとともに、総合的な防災訓練を実施します。
- キ 不審者の侵入等、犯罪の防止については、「わらべ館防犯マニュアル」に基づき、未然防止に努めるとともに、警察署の指導のもと緊急時に対応できるよう防犯訓練を実施します。
- ク 感染症流行期に限らず日ごろから来館者用の消毒液を館内に配置するとともに、清掃業者による館内清掃に努め、感染症予防を図ります。
- ケ 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。併せて、適宜職員の意識啓発のための研修会を実施し、関係法令等の遵守と適切な管理体制を構築します。
- コ 来館者へのサービスのため、1階休憩コーナーに自動販売機を設置します。販売物品は、利用者の要望から清涼飲料水並びにアイスクリームとします。
- サ リサイクルの推進、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。

シ 館内において障害者福祉サービス事業所によるパンの販売を実施するなど、あいサポート団体として、障がいへの理解を深め、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指します。

ス わらべ館1階の休憩コーナーに、文化・観光情報コーナーとして県内外や東部地区で開催される各種催しや近隣施設のチラシ等を設置し、利用者や観光客の利便性向上に向けた情報発信に努めます。また、子育て世代の利用も多いため、行政等の子育て支援情報の発信スペースとして積極的に情報提供します。

セ 隣接するわらべ夢ひろばの活用策として管理している鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して遊具の貸出を行う他、地域の団体や大学等と連携してワークショップ、あそびを体験するイベントを開催し、わらべ館の魅力アップを図るとともに利用者満足の向上を図ります。

ソ 新型コロナウイルスの感染予防対策については、当面の間、入館時の検温の実施、館内各所への手指消毒液の設置、換気やおもちゃの消毒等の対応を続けます。対策の緩和はGW明け以降を予定していますが、情勢が許せば前倒しも検討します。

2 委託業務の実施計画

管理業務の実施計画

(1) 施設設備の保守管理及び修繕

ア 定期的な館内外の巡回により、劣化、破損、腐食、漏水等がないか点検し、異常があれば速やかに修繕を行うとともに、必要に応じて鳥取県及び鳥取市に連絡して、対策を取ります。

イ 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のための外観点検、機能点検、機器動作、整備業務等を行い、記録表を作成し保管します。

ウ 設備機器の適正な運用を確保するために、関連する電力、用水、ガスの使用状況の運転記録をとり日々の監視業務を徹底します。設備機器の稼働に当たっては環境に配慮しつつ適正な運転を行い、省エネルギーに努めます。

エ 借り受けしている備品は適切に管理するとともに、修繕が必要な場合は鳥取県又は鳥取市と協議を行いその指示に従います。また、施設利用者への貸し出し、返却に当たっても適切な管理を行います。

(2) 施設の保安警備、清掃等

ア 定期的に館内外の巡回を実施し、不審者・不審物の発見に努めるとともに、必要に応じて警察への通報を行うなど、保安警備を徹底します。また、夜間は警備会社に警備を委託し万全を期します。地下駐車場については、夜間はバリカーを上げシャッターを下ろして保安に努めます。

イ年間を通して安全快適な衛生環境を保つため、定期的に空気環境測定（年6回）、飲料水水質定期検査（年2回）、飲料水水質夏期検査（年1回）、残留塩素測定（年52回（7日以内に1回））、飲料水受水槽清掃（年1回）、衛生害虫駆除（年2回）を行います。

ウ美観維持と環境整備のため四季の花の入れ替えと樹木の剪定、病害虫の駆除、滝の清掃等を行い適切に管理します。また、鳥取県認定禁煙施設として、敷地内全面禁煙の徹底を図ります。

(3) 管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ア子どもから高齢者まで楽しんでいただける健全な文化観光施設としての観点から、開館・閉館時間を設定します。開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあつては午後9時）までとします。

開館時間の延長については、利用者サービスの向上を図るため、過去の実績やニーズを踏まえ次のとおり実施します。

開館延長の日

令和5年5月3日（水・祝）～7日（日）、

8月11日（金・祝）～15日（火）の10日間は、朝8時から開館します。

イわらべ館の開館を記念して、また県政に対する協力及び住民サービスとして次の日を入館無料とします。

入館無料の日

わらべ館創立日（7月7日）、とっとり県民の日（9月12日）、

関西文化の日（11月のうちの館長の指定する1日）

ウ休館日の設定については、施設を広く利用していただくため、原則として施設設備の保守点検等に必要最小限の日数のみを休館日とし、次のとおりとします。

定期休館日

8月を除く毎月の第3水曜日

※ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日

年末年始

12月29日から1月1日までの日

(4) 利用料金

管理施設の利用料については、公立の施設として広く一般の利用に供するため、低廉な料金設定とし、以下のとおりとします。

<鳥取県立児童館>

ア 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

イ 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいうものとします。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)又は午後5時から午後6時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとします。

※冷房・暖房使用料の額

利用区分による利用料の2割の額(延長利用料にあっては延長利用料の2割の額)

ウ 設備使用料

設備名	設置数量	利用料（1時間あたり）	
		単位	金額（円）
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	-	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450
動画制作・Web 配信用機器	1	式	1,890（1回あたり）

<鳥取世界おもちゃ館>

エ 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

(5) 利用料金の減免に対する考え方

ア 次の考え方により、利用料金を減免します。

- (ア) 子どもの社会教育施設であることから、高校生以下は入館料を無料とします。
- (イ) 社会参加の促進を図るため、障がい者及びその介護者並びに介護保険制度による要介護者、要支援者及びその介護者は入館料を無料とします。
- (ウ) 外国人観光客等の増加を図るため、すべての外国人観光客の入館料を半額とします。
- (エ) このほか、次に挙げる場合にも利用料金を減免します。

項 目	減免率
a 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。	利用料金の1/2
b 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限	利用料金の全額免除

<p>る。)、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>	
<p>c 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がい(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあつては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあつては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>(a) 入館するとき</p> <p>(b) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されているとき</p> <p>ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1以上のとき</p> <p>イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1未満のとき</p> <p>(c) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されていないとき</p>	<p>入館料の全額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p> <p>利用料金の半額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p>

d 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。	入館料の全額免除
e 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。	入館料の全額免除
f 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。	入館料の全額免除
g わらべ館友の会会員が入館するとき。	入館料の全額免除
h わらべ館友の会会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。	入館料の2割免除
i 外国人観光客等が入館するとき。	入館料の半額免除
j わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日の館長の指定する日に入館するとき。	入館料の全額免除
k 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
l その他教育、学術及び文化の振興を図るため館長が特に必要があると認めたとき。	入館料の全額免除

イ 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免するものとします。この場合において、減免率は入館料の2割とします。

(ア) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合

(イ) 旅行者等々の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合

- (ウ) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合
- (エ) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合
- (オ) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合
- (カ) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合

(6) 施設の利用促進に対する考え方

コロナ禍もようやく終わりが見えてきたことから、4月からはイベントの定員を以前の水準に戻すなど利用拡大に向け積極策に転換します。令和4年7月から導入したイベントのweb受付を活用し、申込が必要なイベントは一部を除き原則として24時間受け付けます。

文化施設、生涯学習施設、観光施設として、子どもから高齢者まで楽しんでいただけるよう、魅力ある展示やイベントの開催、友の会会員拡大やリピーター対策を実施します。また、広く県内外に広報誌の配布やホームページによる情報の提供、マスコミ等広報媒体の活用や関係機関との連携を通じたきめ細かな広報を行い、コロナの終息が見通せた段階で旅行代理店、旅館・ホテル等への営業活動を通じた利用促進に努めます。

施設の利用促進に関しては、メインターゲットを利用者の半数以上を占めるファミリー層、特に小学校入学前後の子どもを連れた親子に設定し、この層に向けた文化事業を重点的に実施します。少子高齢化により潜在的な利用者の母数の減少が予想されることから、友の会シニア会員制度の広報やシニア向けイベントの拡充などにより、新たな利用者層の開拓と利用の定着に取り組みます。

わらべ館いべんとほーるの貸出業務については、令和4年4月から県の施設予約サービスが新しくなりオンラインで申込が完結するようになりました。また、来館しての申込については令和5年1月より利用手順を見直し、一度の来館で済むよう利便性の向上を図りました。

(7) 地域の賑わいの創出に向けた取り組み

地元の音楽活動家が出演するコンサートや、趣味のサークルによる展示など地域に根差した文化活動の場となるよう広報や利用促進に取り組みます。小学校や高等学校、大学の教員と協力しながら児童や学生の社会活動の機会を設け、イベントを通じた地域住民との交流の場を提供します。

機会を捉えて館に隣接する芝生公園のわらべ夢ひろばをイベント会場として活用し、市街地

の賑わいづくりに努めます。外部からのイベント等の協力要請にはできるだけ応え、館外においても童謡とおもちゃの文化普及を図りながら地域全体の賑わいに繋がるよう努めます。

また、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の鳥取県立博物館ややまびこ館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引を実施することで、市街地全体に人の流れが生まれるよう取り組みます。



(8) 個人情報の保護についての考え方

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。

(9) 情報公開についての考え方

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例を遵守するとともに財団の「情報公開規程」に基づき、適正に対応します。また、毎年の事業計画や予算決算の状況など法人の情報については広く一般の閲覧に供し、公益法人として透明性のある組織運営に努めます。

3 文化事業の実施計画

(1) 文化事業実施についての基本方針

- ア 童謡・唱歌やおもちゃに関する資料収集、調査研究についての事業の充実を図るとともに、その成果については Web 等も活用し、全国に情報発信します。
- イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する啓発普及を図るため、創意工夫をした展示や講演会、コンサートの開催、体験コーナーの設置など魅力あるイベントを実施します。
- ウ 施設の役割や存在意義を高めるため、住民団体、文化団体、並びに学校教育等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。
- エ 童謡・唱歌やおもちゃについて、幼児や児童・生徒、大人などが学び楽しむことのできる「体験プログラム」を用意し、常設展示の観賞や一般のイベント参加にプラスしたわらべ館での楽しみ方を提案します。
- オ 荒天のみ利用する入館者に晴れた日も楽しめる事をアピールするため、隣接する「わらべ夢ひろば」を活用したイベントに取り組み、わらべ夢ひろばの楽しい遊び方を提案します。入館者にわらべ館とわらべ夢ひろばを行き来しながら、幅広い遊びや魅力を感じていただく努力をします。

カ 個々の事業については、計画の段階から、お客さまや出演者等関係者の感染症対策について安全・安心の観点で十分確認を行います。

(2) 資料収集、保管、公開及び利用について

ア 鳥取県ゆかりの音楽家に関する資料、童謡・唱歌の成立過程及び歴史的な変遷に関する資料、現代の童謡・唱歌及び子どもの歌に関する資料等、広く童謡・唱歌に関する資料を収集します。

イ 日本のおもちゃを中心に、広く世界のおもちゃ資料を収集します。また、おもに鳥取や山陰、中国地方で活動するおもちゃ作家の作品も収集に努めます。

ウ 童謡・唱歌資料収集委員会やおもちゃ資料収集委員会の意見を参考にして、適切な資料収集に努めます。

エ 収集した資料を整理するとともに、収蔵庫の温度、湿度等に十分配慮し、定期的に状態について調査を行うなど適切な保管に努めます。

オ 収集した資料や調査研究の成果について企画展を実施するほか、Web上で紹介し、適宜公開を行います。また、収蔵資料の一覧を公表するとともに、公開が可能なものについては来館者の閲覧に供します。

カ 収集した資料や情報については、他館への貸し出しや研究者、マスコミ等へのレファレンスにも対応し、童謡とおもちゃ文化の普及に努めます。

キ 童謡、おもちゃともにオンラインによる収蔵資料の一般公開を今年度より本格的に開始します。

(3) 資料収集の具体的内容

ア 小学校・中学校の音楽の教科書、ならびに教材（CD、ワークブック）を収集するため寄贈の呼びかけや教科書図書館等関連施設の所蔵資料の複写を行います。

イ 童謡・唱歌に関する古書を収集するため、適時古書業者の目録を確認し、購入します。

ウ 郷土の音楽家に関する情報、資料を収集するため、関係者への取材を行い、研究論文等も積極的に収集します。

<当年度重点的に収集するもの（童謡・唱歌）>

- ・令和5年度には田村虎蔵が生誕150年を迎えることから、特別展などで使用可能な資料の収集や情報収集に引き続き努めます。また令和6年には永井幸次が生誕150年となることから関連資料の収集を進めます。

エ 鳥取及び近隣地域に在住のおもちゃ作家やコレクター等、おもちゃ関係者との連携を密にし、作品や情報の収集を行います。

オ おもちゃに限らず、おもちゃの歴史や社会的背景を知るうえで必要な文献や史料を古書店等から購入します。

＜当年度重点的に収集するもの（おもちゃ）＞

- ・ 1980～2000年のヒット玩具が比較的乏しいため、たとえば家庭用ボードゲームなどデジタルゲームに移行する過渡期のものを中心に収集します。
- ・ 鳥取の郷土玩具・創生玩具の昭和初期当時の記録を収集します。

(4) 調査研究について

ア 大学等の研究機関や一般の研究者との連携を深め、一般の方の協力も得ながら調査研究を行います。

連携先と連携内容

- ・ 類似館との資料貸借、情報共有による展示、調査。
- ・ 永井幸次が創立した大阪音楽大学との情報交換、資料提供。
- ・ 島根大学との自由研究講座等の連携。
- ・ 鳥取大学、鳥取短期大学との参加型・鑑賞型イベント事業の実施。
- ・ 鳥取環境大学との情報交流、イベント事業の企画協力。
- ・ 地域のNPO法人等との参加型・鑑賞型イベント事業の企画協力、実施。

イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する調査研究の成果を研究・情報誌として発行するとともに、ホームページで広く発信し、童謡・唱歌やおもちゃの拠点施設としての充実を図ります。

(5) 童謡・唱歌をテーマとした文化事業に関する考え方

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、入場料や材料代等の参加費を徴収する場合には、営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア 童謡・唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。

(ア) 唱歌教室



昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室などにおいて、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。講師のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌をうたいます。地域文化の担い手育成のため、講師には地元の音楽関係者を起用します。また令和5年度は田村虎蔵生誕

150年にあたることから知られざる曲を紹介する場としても活用します。

金曜と土曜に定例開催するほか、団体からの予約に応じて臨時の開催も受け付けます。

開催場所	回数	事業費
木造教室 など	毎週（予定）	684 千円

(イ) 童謡コンサート



県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”として委嘱し、二人一組で県内の保育園や小学校、公共ホール等に派遣します。館外でも童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大人まで

多くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。いべんとほーるで行うリハーサルでは、童謡・唱歌推進員と調整しながら可能なものはわらべ館来館者にも公開して、普及の機会とします。

開催場所	回数	事業費
保育園や小学校、公民館のほか公共ホール等	県外 1 会場・県内 14 会場	1,209 千円

(ウ) 童謡・唱歌普及事業



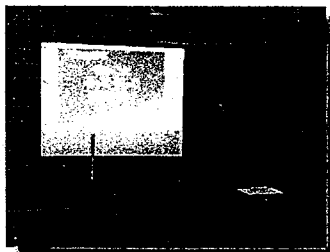
土日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。また、いべんとほーるを会場に、様々な演奏スタイルで童謡・唱歌に触れるコンサートを提供します。また、子育て、こどものあそびの中でうたわれる「わらべうた」の普及のための講座の開催を予定しています。シニアに向けては、童謡・唱歌をはじめ往年の流行歌等もうたえる歌声喫茶などのイベントの拡充に努めます。

開催場所	回数	事業費
館内、近隣ホールなど	休日や祝日を中心に通年で開催	4,177千円

イ 調査研究、資料収集事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。

(ア) 調査研究事業



鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会は、節目を意識したテーマで行い、研究者や縁者、演奏家を招き、童謡・唱歌の貴重なエピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活動の成果

を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催、依頼により鳥取の音楽家に関する館内外での講演講義を行う等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組みます。平成 21（2009）年から開催してきた自由研究講座については昨今の状況を鑑み、夏休みを前に HP 内に自由研究の参考ページを作成、これまでの事例を紹介することで、音楽を題材とした自由研究の可能性を全国へ発信します。

その他、鳥取の音楽家の知られざる作品も時機をとらえて、積極的に SNS で発信します。

開催場所	回数	事業費
講演会：いべんとほーる	年 1 回	1,912 千円

(イ) 資料収集事業

資料収集方針に沿って計画的な資料収集を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての機能の強化、顕彰施設としての内容の充実を図ります。大学教授や音楽教諭等の外部の有識者からなる資料収集委員会を組織し、資料収集方針の策定等に外部の専門家の視点を取り入れます。

ミュージアム機能を強化し、童謡・唱歌の拠点として全国に情報を発信する施設を目指すという基本方針のもと、郷土の音楽家にまつわる資料を積極的に収集するとともに、現代の子どものうたである小中学校の音楽教科書を重点的に収集します。また「故郷」「朧月夜」など岡野貞一をはじめとする郷土の音楽家の作品に関する資料として、編曲版の資料も引き続き収集に努めます。

童謡・唱歌に特化した常設展示を持つ国内唯一の施設として、収蔵資料の充実に努め、童謡館展示のより一層の内容の充実を図ります。

開催場所	回数	事業費
古書店からの買い入れ、個人や団体等からの寄贈等	通年	1,254 千円

ウ 展示事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家の業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

(ア) 企画展



作品の発表年や音楽家の生没年等、その年々に節目を迎える作品や音楽家を題材に、専門員が定めたテーマに沿って年3回の企画展を開催します。収集した資料の中で、調査研究の成果が発表できるものについては、企画展の中で取り上げます。また企画展の関連イベントとして、テーマに合わせたミニコンサート等を実施し、多くの方に企画展を見に来ていただけるよう工夫します。

また企画展の端境期にはプチ企画として季節にちなんだテーマなどを設定し、収集資料を公開する場を設けます。

当年度企画展の予定

- ①サトウハチロー生誕 120 年展 (4/20～6/20)
- ②切手になった童謡・唱歌 (7/20～9/19)
- ③みんなの思い出の歌 (1/18～3/20)

(来館者の他、インターネット等でエピソードとともに曲を広く募集。

その楽曲を紹介する参加型展示)

開催場所	回数	事業費
うたの広場	3 回	—

※事業費については、調査研究事業と共用とします。

(イ) 特別展および記念コンサート

岩美町出身の作曲家 田村虎蔵の生誕 150 年にあわせ、鳥取県の委託事業として特別展を開催します。田村虎蔵の作曲作品を一堂に展示し、当館で保管するトランクや茶碗、洋行日誌やアルバムなどの実物資料も加えて、氏の業績をたどります。期間はとりぎん文化会館で開催するメイン事業の前後2週間、10月14日(土)～11月14日(火)とします。



また、誕生日の5月24日には生誕150年を記念するコンサートをいべんとほーるにて開催します。

開催場所	回数	事業費
エントランスホール(展示) いべんとほーる(コンサート)	1回	—

※事業費については、鳥取県負担

(6) おもちゃをテーマとした文化事業に関する考え方

包括的なおもちゃ文化の体験の場を広く一般に提供し「おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、材料代等の参加費を徴収する場合には営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア おもちゃ文化体験事業

「おもちゃ」をテーマとした様々な参加、体験型の事業を実施し、世代や性別を超えたおもちゃと遊びの文化体験の場を提供します。また、入館者に人気のある独楽を販売し、家庭や地域でおもちゃに親しんでいただく機会を提供します。

(1) おもちゃづくり体験



工作人員の指導を受けながら、保育園児程度から木工が楽しめるおもちゃづくり体験を2階のおもちゃ工房で提供します(参加にはわらべ館オリジナル工作キットの購入が必要です)。グループ利用には臨時開催も受け入れ、おもちゃづくりを通じたものづくりの楽しさや、工具の使い方、おもちゃの仕組みやその工夫を伝えます。原則として、開館日はほぼ毎日開催します。

・キットの種類：16種類(うち1種類を新作キットと入れ替え)

・9ピースジグソー290円ほか

※仕入れ価格高騰のため一部キットの値上げを検討しています。

開催場所	回数	事業費
おもちゃ工房	毎日開催(他イベント開催時を除く)	3,675千円

(2) おもちゃの病院&銀行

利用者の持ち込む壊れたおもちゃを、ボランティアのおもちゃドクターが修理する「おもちゃの病院」を毎月定期的で開催します。おもちゃ修理を通して、物を大切にする心やおもちゃの仕組みに対する興味関心を喚起します。修理は原則無料で行いますが、必要に応じて部品代等の実費を徴収することがあります。



おもちゃドクターによるメカニズムおもちゃショー(故障を防ぐおもちゃの遊び方、メンテナンス方法を紹介するトークショー等)を年2回開催し、本事業の拡充に努めます。また「おもちゃの銀行」として、家庭で不要になったおもちゃを引き取り、メンテナンスを施して希望する子どもたちにプレゼントするイベント(クリーニングワークショップ、電池の正しい使い方を紹介するトークショー等)を年4回程度開催します。おもちゃのリサイクルを通して、物を大切にする心を涵養します。

開催場所	回数	事業費
エントランスホール・いべんとほーる	12回(病院)・2回(メカニズムおもちゃショー)・4回程度(銀行)	310千円

(3) おもちゃ文化普及事業

土日祝日や児童の長期休暇にあわせて、おもちゃと遊びをテーマとした参加体験型のイベントを開催し、常設展示とはひと味違ったおもちゃの魅力を伝えることで、わらべ館への来館を促すとともに、おもちゃ文化の普及に努めます。また、つくつく工房と題して、地元のものづくり作家等を講師に招き、木工作以外の工作体験も年5回程度開催します。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランスホール、おもちゃ工房等	土日祝日、夏冬長期休暇等 つくつく工房は年5回程度	3,086千円

イ 調査研究、資料収集事業

平成元年に開催された「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、世界各地のおもちゃ資料を収集、保管するとともに、おもちゃ専門員による調査研究を行います。

(ア) 調査研究事業



おもちゃの収集資料や遊びに関する調査、研究を進め、その成果を展示やレファレンス等に反映します。ホームページ等で継続的に情報を発信することで、おもちゃをテーマとする拠点施設としての充実を図ります。また、人形玩具学会への参加、発表なども積極的に行うとともに、研究者、類似施設等との連携を深め、調査研究活動に活かします。

専門家や研究者による講演や実演、ワークショップを行う「遊ゆう学舎」を開催し、遊びと学びのより深い理解を得る機会とします(キット代等徴収する場合あり)。わらべ館のエントランスホールを「エントランスギャ

ラリー」として一般に開放し、おもちゃに関連するものづくりやコレクションの展示、情報交流の場として提供します。

開催場所	回数	事業費
「遊ゆう学舎」：いべんとほーる	1回	648千円
「エントランスギャラリー」：エントランスホール	3回程度	

(イ) おもちゃ資料収集事業

国内外のあらゆるおもちゃ資料の収集に努め、おもちゃの拠点施設としての展示内容をさらに充実させます。わらべ館の収集品で日本のおもちゃの歴史の変遷が説明可能となるよう、時代を象徴するおもちゃや、最新技術を搭載したおもちゃ、館の収集方針（下記参照）に則った資料の収集に力をいれます。また、それら収蔵資料のデータベースを公開することで、資料の文化的価値を共有し、有効利用に繋がります。さらに、外部からのレファレンスにも対応できるよう、おもちゃや遊びに関する論文、文献、古書類と人的資源の情報等も収集の対象とします。

収蔵庫の温湿度管理を徹底し、最適な保存環境に努めます。資料収集委員会における助言、指導を参考に資料収集方針に則った玩具資料を購入するとともに、寄贈の呼びかけも行います。収集した資料は適正な管理のもと、常設展や企画展等の展示・参考資料として調査・研究に活用します。

◆わらべ館のおもちゃ資料収集方針

(1) おもちゃ資料の収集

- ① 日本のおもちゃ（江戸期～現代）
- ② 鳥取のおもちゃ（郷土玩具、現代作家の作品など）
- ③ 世界（特に「環日本海」ロシア・モンゴル・中国・朝鮮半島）のおもちゃ
- ④ 千支の郷土玩具

(2) おもちゃや子どもの遊びに関連する県内の人的資源・素材の情報収集

- ① 県内のおもちゃ・人形作家、その他関連する作家・技能者・組織についての情報収集と連携
- ② 県内産のおもちゃ素材に関する情報の収集

開催場所	回数	事業費
玩具：玩具店・古物商・古書店等より購入、個人や団体等からの寄贈	通年	1,339 千円

ウ 展示事業

「'89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、おもちゃに対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

(ア) おもちゃと遊びの企画展

収集したおもちゃの中で、調査、研究が終わり、その成果が発表可能となった資料や、遊びに関する資料を中心に企画展を開催します。また、外部から資料を借りるなど、地域にとって貴重なおもちゃ資料の観覧の機会を設け、その資料的価値を周知します。企画展の期間中には関連イベントを開催し、展示への興味を喚起する取り組みを実施します。調査報告書『万遊鏡』の発行により、それらの展示資料に関する情報発信も行います。



企画展のテーマ

「大きいおもちゃと小さいおもちゃ」

「紙であそぶ」

「辰の郷土玩具展」等

開催場所	回数	事業費
ギャラリー童夢、エントランスホール	4~5回	—

※事業費については、調査研究事業と共用とします。

(7) 鳥取県立童謡館と鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の共同で実施する事業に関する考え方

童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える入館促進事業並びに広報事業を行います。童謡・唱歌とおもちゃの相乗効果

による利用促進を図り、館内利用を通じた幅広い層への童謡・唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

本事業は、入館料収益等の文化事業収益を館の利用促進のため事業費として再投資する計画でしたが、コロナ禍による収益の落ち込みにより、当年度は指定管理委託料の一部を財源に実施することといたします。

ア 入館促進事業

自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等、世代を問わず楽しめるわらべ館ならではの魅力溢れるイベントをコロナ禍の動向に留意しつつ開催し、わらべ館への誘客を図ります。プロの出演者だけでなく地元のパフォーマー、ボードゲームやワークショップなどを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせたタイムリーな参加型イベントを開催します。

また、紙芝居やわらべうたあそび等の登録ボランティアによる少人数対象のミニイベントを開催し、日々気軽にわらべ館に足を運んでもらえるよう工夫します。



開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランスホール等	通年	2,360 千円

イ 広報事業

団体旅行の回復は当分の間見込めないことから、引き続き県内及び近隣のファミリー層に重点を置いた広報に取り組みます。2ヶ月に1回発行するイベントカレンダーにより、県東部の園児や小学生、友の会会員に向けタイムリーなイベント情報の告知を行うほか、GWや夏休み前には全県下の園児と小学生にも配布範囲を拡大します。鳥取市内に向けては、戸別配布されるタウン誌等も活用しながらニーズの掘り起こしに努めます。

県外客に向けては、主に鳥取砂丘を訪れる個人客をターゲットに、周辺の観光スポットや道の駅等に入館割引券の設置を行い、利用促進と誘客を図ります。また、県中西部や但馬地方等わらべ館の知名度が十分でない場所に向けても、気軽に行けるスポットとして認知向上に努めます。GWや夏休みに利用の増える関西圏のファミリー層に向けては「るるぶ」「まっぷる」等の旅行情報誌や旅行サイト等に広告を出稿し、親子で遊べる旅行先として館の認知度アップを図ります。

SNSを活用した広報に関しては、Instagram、わらべ館 You Tube チャンネル、Twitter、LINE 公式アカウントを活用して、それぞれの媒体の利用者に合わせて催しや、収蔵品の解説を発信します。

わらべ館オリジナルグッズとして、手ぬぐい（税込 800 円）、クリアファイル（税込 200 円）を販売し、売上を本事業の事業費に充当します。

対象	回数	事業費
県内外のファミリー層とシニア世代の団体客	通年	5,144 千円

ウ 基金事業

① 田村虎蔵作品発信プロジェクト

田村虎蔵生誕 150 年にあたり、田村虎蔵の作品の魅力を全国に発信するため、グッズ開発（メモ帳、楽譜集など）を童謡館の基金を使い行います（販売用）。また、特別展開催中に実施するカフェコンサートや、展示内容充実のための費用としても基金を活用します。

対象	事業費
田村虎蔵作品発信プロジェクト	922 千円

② G9+1 アニメーション上映&ワークショップ

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」のシンボルキャラクター「夢兎」をデザインした、トキワ荘 出身の漫画家であり、アニメーション作家である鈴木伸一氏が所属する G9+1（ジーナインプラスワン）メンバーが制作したアニメーション上映とワークショップを実施します。

G9+1 は、1960 年代から現在まで現役で活躍を続ける 9 人のベテラン・アニメーション作家【G9 ジーナイン】と中堅の進行役【+1 プラスワン】をメンバーに、アニメーションの自主制作とその上映活動を目的として結成された創作集団です。

アニメーションワークショップでは、参加者が描いたイラストを動かしてアニメーションの楽しさを伝えます。トークショーでは、G9+1 のメンバーが手掛けた「NHK みんなのうた」の作品やアニメーション制作について語ります。

対象	事業費
G9+1 アニメーション上映&ワークショップ	1,562 千円

(8) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- (ア) 全職員を対象に毎年接遇研修を行なうとともに、毎日朝礼で出勤者全員による「出会いの挨拶」を実施し、入館者を「おもてなし」の気持ちと笑顔でお迎えします。「顧客満足」の観点に立って「来て楽しい、また行ってみたい」と思っただけのように、改善すべき点を話し合い常にサービス向上に努めます。また、入館者と最初に相対する受付職員の対応は特に大切であり、専門的な研修を行います。
- (イ) 団体客の入館時に、コロナ禍の動向に留意しつつ受付職員が館内案内ボード前で館内の紹介を行い、見学や活動に役立てていただきます。定期的に館内外を巡回し、施設の状態を点検するとともに入館者の安全を確保し、不備な点は速やかに改善することにより、館内外を常に良好な状態に保ち、入館者に快適に過ごしていただきます。利用者サービスの一つとして、わらべ館と屋外駐車場との間に貸し傘を設置し、雨天時の利便性を高めます。
- (ウ) 入館料等の支払方法としてキャッシュレスによる対応を今後も継続するとともに、おもちゃづくり体験のキット購入用として工房入口に自動販売機を設置し利便性向上に努めます。
- (エ) 自然災害などが発生した際に、適切かつ速やかに入館者の安全の確保や避難誘導ができるように、日ごろから防災意識を高めるとともに、地域と連携した効果的な防災訓練を実施します。
- (オ) イベントカレンダー等の定期的な発行やホームページや SNS の充実、観光情報誌やフリーペーパー等の活用、チラシ・ポスターの配布、懸垂幕、立看板等により、きめ細かい情報提供を行うことで利用促進を図ります。
- (カ) 多目的ホールの利用料金、空き状況等の施設案内を広報し、利用促進を図ります。
- (キ) 外に開かれた施設として、館内ボランティア制度に基づき、紙芝居実演のほか、わらべうた遊び実演、イベントのサポート、おもちゃ修理等の様々な分野で、高校生や大人のボランティアを活用し、継続して活動していただきます。
- (ク) 文化観光施設として、行政や DMO 等が企画する観光キャンペーンなども活用しながら個人や団体の誘客を図ります。また、小学校や幼稚園、保育所、公民館等にわらべ館のイベント等の情報提供を行い利用促進に努めます。

(ケ) 県内の類似施設や近隣の文化施設・観光施設と連携して利用促進に努めるとともに、入館者へのサービスとして県内の観光情報やイベント情報を提供します。特に、鳥取砂丘こども園と連携して、互いに年間パスポート券利用者の割引制度を活用して継続して誘客に努めます。また、鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館による、相互のチケット・年間パスポート券等で特典が受けられる制度を活用して誘客に努めます。

4 利用者数及び利用料金の収入見込み

(1) 利用者数

(ア) 入館者数

年間入館者数については、コロナ以前の年間12万人ペースの6割程度まで回復してきていることから、目標をコロナ前の8割5分とし、102,000人の入館者数を目指します。

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
8,000	8,000	6,000	10,000	16,500	9,000	8,500	8,000	6,500	7,000	7,500	7,000	102,000

(イ) 県立童謡館多目的ホール（愛称：わらべ館いべんとほーる）

いべんとほーるの利用率は、コロナ前の水準に戻りつつあります。利用可能日数は約350日とし、このうち100日程度を館の主催事業で使用し、利用のない日を一般への貸出日とします。年間稼働率の目標は6割とします。

また、当面の間、利用者に対して検温機器や透明スクリーンの無料で貸し出しを行います。利用可能日は休館日を除く年間350日とします。

(2) 利用料金の収入見込み

以下のとおり設定します。

(ア) 入館料収入

12,750千円（昨年度当初予算8,762千円）

(イ) 多目的ホール利用料収入

518千円（同518千円）

(ウ) わらべ館友の会会費収入

736千円（同736千円）

(エ) 文化事業収入（コンサートチケット売上等）

74千円（同74千円）

(オ) 事業館内販売売上収入（おもちゃづくり体験キット売上等）

1,810千円（同914千円）

5 委託業務に係る収支計画

別紙のとおりです。

6 再委託、工事請負の発注予定

(1) 再委託の発注予定とその考え方

- (ア) 施設の維持管理に係る業務で清掃、機器の保守点検、警備等の専門的な知識や技術を要するものについては外部委託を行い、効率的な運営を行います。

外部に委託する業務内容
清掃業務及び建築物環境衛生管理業務
空調及び衛生設備保守点検業務
消防用設備保守点検業務
エレベーター保守点検業務
自動扉保守点検業務
自家用電気工作物保安業務
庭園管理業務
館内機械警備業務
不可燃物・産業廃棄物処理委託業務
館内の展示装置保守点検業務
建築基準法に基づく点検業務
からくり時計保守点検業務
雨水管・污水管洗浄業務
冷却水系ブラッシング作業業務
収蔵庫燻蒸業務
滝清掃業務
展示ケース清掃業務
館内清掃保守点検業務
自動販売機設置業務（鳥取市専有部分）
その他施設の維持管理に必要な業務

- (イ) 童謡・唱歌及びおもちゃに関する文化事業の実施に際して、内容の充実を図るため、プロの出演者やプロモーター等に公演等の業務を委託することがあります。

(ウ) 業務に必要な知識の獲得や技能の向上のため、必要に応じて外部講師に職員の研修を委託します。

(エ) その他館長の判断により、館の運営に際して専門的知識・技能を要する業務を外部に委託することがあります。

(2) 工事請負の発注予定

工事請負の発注予定はありません。

(3) 委託先選定の考え方

委託先の選定方法は、財団規程により定めるとともに、原則として特殊な技術知識を要するものや少額のものを除き、指名競争入札、複数年契約により行い、経費の節減に努めます。

令和5年度委託業務に関する収支計画書（資金ベース）

(単位:千円)

区分	内 訳	当初計画	
収入項目	県委託料収入	童謡館指定管理委託料	77,332
	市委託料収入	鳥取世界おもちゃ館指定管理委託料	76,332
	利用料金収入	入館料 12,750、ホール利用料 518、友の会収入 736	14,004
	事業収入	童謡事業 50、おもちゃ事業 14、共同事業 10	74
	館内販売売上収入	童謡事業 100、おもちゃ事業（工房キット他）1650、共同 60	1,810
	基本財産運用収入	鳥取県債利息	144
	雑収入	自販機販売手数料収入 300、預金利息ほか 106	406
	基金取崩収入	童謡館基金取崩 1,703、おもちゃ館基金取崩 781	2,484
	収入合計 (A)		172,586
支出項目	人件費(常勤職員)	館長、常勤職員分（非常勤役員等の報酬240は財団管理費で計上）	63,135
	人件費(非常勤職員)	受付職員分	13,914
	管理運営費		77,938
	旅 費	費用弁償 20、研修講師旅費 80	100
	通信運搬費	電話料金、郵券等	522
	消耗品、消耗什器備品費	事務用品・施設管理消耗品 874、照明電球 450、展示プロジェクターランプ 360、新聞書籍 216、用紙類 270、消耗什器備品150	2,320
	印刷製本費	コピー代 216、封筒印刷他 244、パンフレット入館券 216	676
	燃料費	館用車燃料代 90、自家発電機軽油代 10	100
	光熱水費	電気 17,054、上水道 686、下水道 344、ガス 9,262	27,346
	賃借料	著作権使用料 771、事務機器等リース料 1,301、アプリケーション利用料 214	2,286
	保険料	入館者賠償責任保険 70、出演者等傷害保険 80、自動車保険他 130	280
	諸謝金	職員研修講師謝金	30
	公課費	消費税、印紙等 7,254	7,254
	委託費	館内清掃建築物環境衛生業務 18,810、空調衛生設備保守 4,260、消防設備保守 1,485、エレベーター・自動ドア保守 1,869、展示装置等保守 4,545、その他施設設備保守警備等委託料 1,915、収蔵庫燃蒸310	33,194
	支払手数料	エージェント手数料、送金手数料等	600
	修繕費	施設設備等修繕費	3,000
	その他経費	観光エージェント契約更改負担金、雑費等	230
	文化事業費		28,282
	童謡・唱歌に関する事業	別紙内訳のとおり	10,158
	おもちゃに関する事業	別紙内訳のとおり	9,058
童謡館とおもちゃ館の共同事業	別紙内訳のとおり	9,066	
財団管理費	理事会費 377（うち非常勤役員等報酬332）、事務局費 2,608	2,985	
支出合計 (B)		186,254	
資金収支差額 (A)-(B)		△ 13,668	

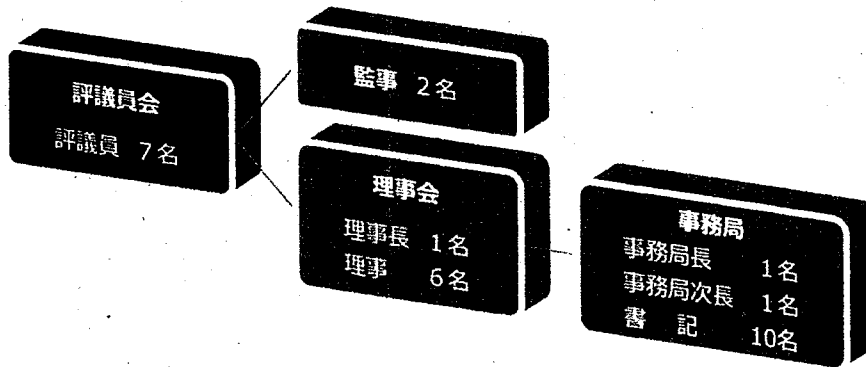
令和5年度事業費内訳書（財源区分付き）

（単位：千円）

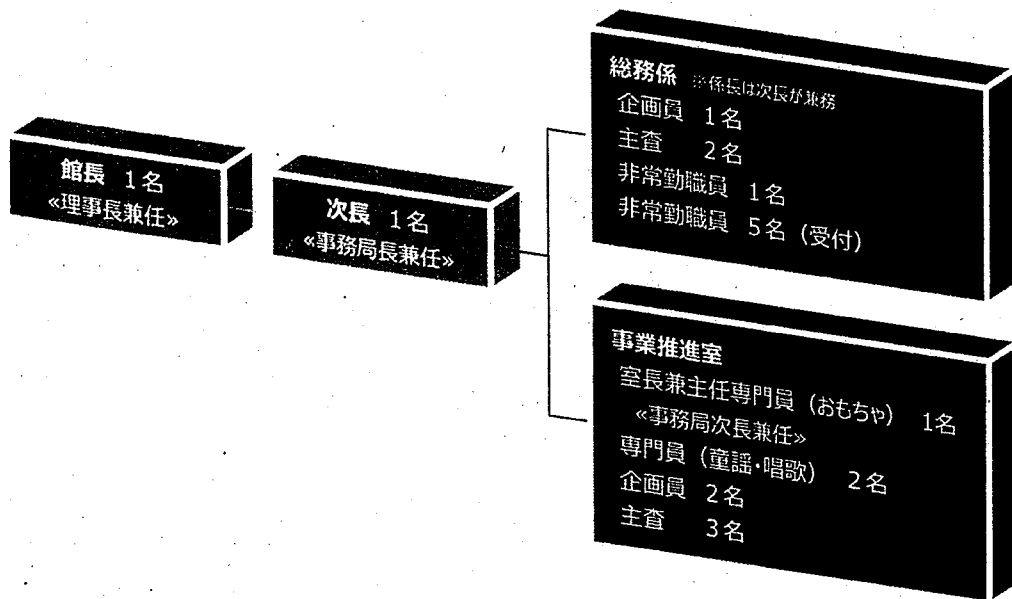
事業名	当初金額	(財源区分)			
		県	市	財団	基金
受託施設管理事業	74,938	30,289	30,981		
童謡館修繕費	1,500	1,500			
おもちゃ館修繕費	1,500		1,500		
小計	77,938	31,789	32,481	0	0
童謡・唱歌に関する事業					
唱歌教室	684	584		100	
童謡コンサート	1,209	1,209			
童謡・唱歌普及事業	4,177	4,127		50	
童謡・唱歌調査研究	1,912	1,912			
童謡・唱歌資料収集	1,254	1,254			
【基金】田村虎蔵作品発信プロジェクト	922				922
小計	10,158	9,086	0	150	922
おもちゃに関する事業					
おもちゃづくり体験	3,675		2,125	1,550	
おもちゃの病院&銀行	310		309	1	
おもちゃ文化普及	3,086		2,976	110	
おもちゃ調査研究	648		645	3	
おもちゃ資料収集	1,339		1,339		
小計	9,058	0	7,394	1,664	0
童謡館とおもちゃ館の共同事業					
入館促進事業	2,360			2,360	
広報事業	5,144	1,090	1,090	2,964	
【基金】G9+1上映とワークショップ	1,562				1,562
小計	9,066	1,090	1,090	5,324	1,562
人件費	77,049	35,367	35,367	6,315	
法人管理費	2,985			2,985	
合計	186,254	77,332	76,332	16,438	2,484

令和5年4月1日時点

財団組織図



わらべ館体制図



館長 1名、職員 12名、非常勤職員 6名 (事務補助1、受付5)
計19名